

田尻町 妊婦のための支援

妊婦のための支援給付のイメージ

【伴走型相談支援】身近で相談に応じ、必要なサポートを行います

妊娠

妊娠初期

妊娠後期

出産

産後・育児

面談

・母子健康手帳交付
・妊婦のための支援給付の申請(1回目)
・たじりっ子わくわくセルフプラン作成

面談

・たじりっ子わくわくセルフプランの確認
・たじりっ子わくわく応援ギフトのお渡し



バスタオル・スタイ等

訪問等

妊婦のための支援給付の申請(2回目)

	1回目	2回目
対象者	・田尻町に住民票がある方 ・令和7年4月以降に妊娠の届出をした妊婦 ・他の自治体で妊婦のための支援給付(1回目)の支給を受けていない方	・田尻町に住民票がある方 ・令和7年4月以降に出産した方 ・他の自治体で妊婦のための支援給付(2回目)の支給を受けていない方 ※流産・死産・人工中絶の場合も支給の対象となります
内容	妊婦1人あたり5万円	子ども1人あたり5万円
手続き方法	妊娠届出(母子健康手帳交付)時にご案内いたします。 	赤ちゃん(2か月児)訪問時にご案内します。 ※里帰り中の方やその他の事情がある方は、2か月児訪問に限りませんので、お問い合わせください。 ※流産等の場合は、医療機関等で確認後に申請をお願いします。
持ち物	・振込先口座が確認できるものの写し ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し ・妊娠を確認できるもの	・振込先口座が確認できるものの写し ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し ・子どもの人数がわかるもの(出生届を出した方は不要)

《注意点》

1. 個人情報について

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のため、必要に応じて田尻町で把握した情報及び、他市町村、医療機関、相談支援機構等が把握した情報を相互に確認・共有をさせていただく場合があります。

2. 引っ越しをした場合

基本的には、申請時点で居住する住所の市町村が支給します。

3. 海外で出産した場合

海外で出産した場合は出産予定日を起算日とし、2年を経過する日まで申請できます。

外国籍の方も、日本の国籍の方と同様の要件を満たせば、支給対象になります。

4. DV 被害により避難している場合

田尻町で支給を受けることができる場合があります。

住民票を動かす必要なく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もございません。

すべての
妊婦さんを
応援する

“妊婦のための支援給付” のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？ 各市区町村の相談窓口では、給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関する疑問や不安に丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

❀ 対象者 (※1)

妊娠している方

❀ 支給額 (※2)

妊婦給付認定後 5万円

妊娠している
こどもの人数の届出後 妊娠している こどもの人数×5万円

❀ 給付と面談をセットで実施

1 まずは市区町村の 相談窓口へ

窓口で給付の申請をしてください。その際、妊娠・出産の不安や困りごとの相談が可能です。



2 伴走型で 相談支援します

出産前はもちろん、出産後も。相談を通じて、利用できる制度やサービスをご紹介します。



😊 妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。



申請時期

①妊婦給付認定申請 …医療機関において妊娠が確認された後から

②妊娠しているこどもの人数の届出 …出産予定日の8週間前の日から

(※1) 流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。

(※2) 自治体の取組によっては、クーポン等での給付を選択することもできます。

【お問合せ先】

田尻町健康課 電話 072-46608811 FAX072-466-8841

こどもまんが

こども家庭庁

申請先等

申請を希望する場合は、住民票のある市区町村の「妊婦のための支援給付」担当窓口にお問い合わせください。

